

NPO法人

# 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 19 号 2022年 10 月 1 日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル **0120-501-581**

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310  
Eメール [roso34@ybb.ne.jp](mailto:roso34@ybb.ne.jp)

## 茶番劇に隠された危機

許されない武力侵略！  
さらに許されない核使用の恫喝！

理事長 土屋信三



県北でもプーチンのウクライナ侵略への抗議行動が続けられている

ロシアのプーチン大統領は、9月30日、ウクライナ東部ドネツク州、ルガンスク州、南部ザポロジエ州、ヘルソン州の併合を宣言した。住民投票での圧倒的多数での賛成を根拠にしてのことである。だが、銃剣

の下で強制された住民投票にどれだけの意味があるのか。このような過程で示されたものがウクライナ国民の真の声などとは誰も信じてはいない。全くの茶番劇である。

**ホームページは「NPO 非正規 ひろしま」で検索！**

この茶番劇の裏で進行する危険性について、強く警鐘を鳴らさなければならない。プーチンは、ウクライナ4州をロシア領土と強弁し、ウクライナ軍の自国領土解放の闘いをロシアへの侵略、攻撃とみなすと主張している。まさしく、白を黒と言いくるめる論法である。しかし、その上で、ロシア軍がウクライナ4州を維持できず、失うような事態にでもなれば、核兵器を使用する根拠とするつもりである。核戦争の危険性が現実性を帯びてきている。9月21日、プーチンは演説の中で「もし、我が国の領土保全が脅かされた場合、われわれはロシアと国民を守るために使用可能なすべての兵器システムを必ず使う。これははったりではない」と述べた。「すべての兵器システム」が核兵器を含んでいることは明らかである。核戦争の危険性が増大していること、この決定権がプーチンに握られていること、これが事態の核心である。核戦争の危険性が高まっているからといって、ウクライナ民族に戦争を止め、ロシアの領土占領を認めるなどとは言えない。事態は複雑な要素をはらみながら進展している。その中で核戦争を回避し、ウクライナ民族の正当な権利を実現しなければならない。

ひとつの希望は、ロシア国内での反プーチンの動きである。ウクライナ軍の反転攻勢を受け、ロシア軍が劣勢に追い込まれる中で、プーチンは予備役30万人の動員をかけた。このことをきっかけにして、ロシア

国内に反戦運動が湧き上がっている。招集拒否、兵役拒否、国外逃亡などが次々と報じられている。これは当然のことである。ロシアのウクライナ侵略には、ほんの少しの大義もないからである。犬死はしたくないと若者たちが考えたとしても不思議ではない。この大衆的な不満とエネルギーが、反プーチンの動きとなって、プーチン政権を揺さぶり、崩壊にまで導くようなことがあれば、事態は全く別の様相を呈するであろう。

ウクライナ人民、ウクライナ軍が、自国領土の奪還に向けて闘いを継続することは正当な権利であり、義務でもある。ウクライナの民族自決・民主主義の闘いは正義の闘いである。われわれは、断固としてウクライナ人民の闘いを支持しなければならない。

「ノーパサラン  
(奴らを通すな)！」

スペイン内戦(1936年)の際、ファシスト勢力に対して抵抗する民衆の側が掲げたスローガン

(本文とは関係ありません)



## 地方審議会 は 実質的な議論を！

広島県最低賃金審議会報告

広島県は930円

2022年8月1日に広島合同庁舎にて、広島地方最低賃金審議会と広島県最低賃金専門部会を傍聴しました。

しかしながら、この時点で、中央最低賃金審議会からの目安額が提示されなかった為に、広島地方最低賃金審議会と専門部会も、広島県独自で実質的に、広島県の最低賃金を審議するとか、確定させようとする気は全くありませんでした。労働局側から、政府の指針や、ここ数年の最低賃金の推移、今の社会情勢や労働環境、中小企業の支援策(助成金制度)の説明、使用者側と労働者側のそれぞれの理事が最低賃金の意見を述べ、4人の傍聴人から最低賃金を上げる為の意見陳述を述べるにとどまりました。

結局、翌日の8月2日、中央最低賃金審議会から目安額31円が開示され、8月5日に非公開で審議会が開かれ、広島県の最賃930円が決定されました。

この広島県の最低賃金審議会がこんな一方的な意味のない議論をしていることを多くの市民に知ってもらい、最低賃金審議会の仕組みから変え、全国的な運動で「全国一律1500円」を目指し、早期に実現させましょう。



# 戦争は「自衛」の名のもとに始まる 緊急事態条項創設は戦時の非常大権への道

## NPO主催「9条改憲の危険な動き」講演会報告

NPO非正規労働相談センターひろしまは、6月25日に山田延廣弁護士を講師に招き、「9条改憲の危険な動き」と題する定期の講演学習会を開催した。

山田弁護士は、まず、戦争は、歴史的に見ても「自衛」の名で始まること、かつ謀略的手段をもって開始させられたこと、そして、権力者が仕掛ける戦争で被害を受けるのは弱者であることを明らかにした。参院選前の状況として、マスコミが、中国脅威論（台湾問題）をあり、「9条を唱えるだけでいいのか」と、日本の軍事力強化、軍備増強、9条改憲をあおっている。これに乗じ、自民党が、軍事費増強、反撃能力（敵基地攻撃能力の言い換え）、改憲を参院選の争点としている。公明党は当然としても、維新、国民民主も自民に同調しており、9条改憲の危険な状況であり、改憲勢力を選挙で勝たせてはいけないと強調した。



山田弁護士を迎えて学習会

続いて、「憲法に自衛隊を明記することによって、自衛隊は憲法上の国家機関となり、9条の1項、2項の『戦争の放棄』、『戦力の不保持 交戦権の否認』という拘束がなくなってしまう」と、その危険性をわかりやすく説明した。そして、改憲の本質は、自衛隊を

憲法に明記し、日本が（アメリカとともに）敵基地を攻撃できるようにするものだと明らかにした。

また、ロシアや中国が攻めてきたら怖い、防衛力強化に賛成という国民の素朴な意識に対しては ①軍拡競争には際限がない、その先には平和がない

②戦争の原因の芽を摘む外交努力をすべき ③憲法9条は政府の行為を制限するルールだから、自民党はこれまで専守防衛としか言えず、平和は守られてきたのだと反論した。

講演の後、会場から、緊急事態条項の創設について質問が出された。これに対して、山田弁護士は、自民党は災害時を想定しているところまかしている

るが、本当は戦争を考えていて、内閣総理大臣が緊急事態を宣言すれば、法律に変わる政令で自由に国民の人権を制約することができるのだと説明された。これは、内閣総理大臣に戦時の非常大権を与えるものだ。

最後に、山田弁護士は、「なぜ、あの時戦争を止めなかったのかと後世の人から言われぬように、いまここで頑張る」と御自身の決意を述べられた。

自民党政権が中国脅威論（台湾問題）をあり、日米軍事同盟を強化し、日本を軍事大国に、そして、憲法を改悪しようとしている。参加者は、学習会を通じて、労働組合 NPO 市民団体からもこうした自民党政権の危険な動きに反対する取り組みを強めていかなければならないことを学んだ。



会場からも質問

## ～ 最近の相談事例から ～



### とび職の技能実習生Aさん、11.5メートルの高さから転落、 後遺障害の申請を終え帰国

ベトナム人技能実習生Aさんは、2019年10月にとび職で来日しました。2021年2月8日、建設現場で高さ11.5メートルの足場から転落し、左足大腿骨骨折、腰椎骨折などの大ケガを負いました。労災から賃金の80%補償が有り、賃金不足分として会社が20%分を支給してきたので、そのお金で生活し、母国への仕送りをしてきました。ところが、今年7月に症状固定となり、会社から仕事をするように促されたのですが、重たい物を持つと腰や足が痛く、とても仕事ができる状況ではありませんでした。

「働けないなら帰国するか」と会社から言われましたが、来日費用の借金も返せていないため、このまま帰国するわけにはいかないと、労働組合（スクラムユニオン）に相談にきました。団体交渉を行い、後遺障害の申請をすることを確認しました。申請後、監督署の聞き取り調査を終え、結果を待つため、会社の寮を出てシェルターへ引越しをしました。ところが、母国のお父さんが脳梗塞で倒れたという連絡があり、急遽帰国することとなりました。後遺障害の結果の連絡方法などを確認し、Aさんは帰国しました。

### 社会福祉法人でのパワハラ

2020年から社会福祉法人関連施設で働き始めたAさんは、しばらくしてP常務とその息子の課長から「わからないことがあってもAには聞かないように」とまわりに言われるなどの嫌がらせを受けるようになった。

昨年の夏にP親子から身体的拘束を伴うひどいやがらせを受け、Aさんはこれが契機でうつ症状となり、2021年9月に退職に追い込まれた。

Aさんは、P親子のパワハラ事実をう

やむやみにしようとする理事長の態度に「納得できない。この職場を何とかしたい」と組合に加入した。

3回の団体交渉を行ったが、理事長は、差別意識丸出しの弁護士を代理人として、いったんは認めたP親子によるAさんへのパワハラ行為を否定した。

Aさんは、パワハラ実行者P親子と、使用者責任を逃れようとする理事長を許さず、裁判で損害賠償を求めて闘う決意を固めている。

### 簡易宿泊施設で働くBさんへのパワハラ

Bさんは、2019年から簡易宿泊施設で正社員として働き始めた。店長Qは、本社への定時連絡の際、Bさんの評価を下げるような報告をしたり、またアルバイト従業員に対して、Bさんの評価を下げるようなでたらめなことを吹聴するようになった。

Bさんは本社担当マネージャーへ相談したが、店長が「Bさんを辞めさせる」ためにこのようなパワハラを行なったと知り、会社に行けなくなり、適応障害を発症し、休職となった。

Bさんは、本社に店長の謝罪を求めたが、本社はパワハラを行った店長は残し、被害者であるBさんを異動させるという提案を行った。

Bさんは、このまま泣き寝入りすることはできないと、労働組合（スクラムユニオン）に加入し、パワハラを行った店長にきちんと謝罪させ、安全配慮義務を負う本社の管理責任を追及し、逸失利益の補償や未払い残業代の支払いを求めて闘っている。